

立教大学学術推進特別重点資金（立教 S F R）
 大学院生研究
 2003年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	法学	研究科	民刑事法	専攻
指導教員	所属・職名		氏名		
	法学部 教授		高橋 信隆 印		
自然・人文の別	自然	<input type="checkbox"/> 人文	個人・共同の別	<input type="checkbox"/> 個人	共同 名
研究課題	ドイツの環境保護法制、特に環境賦課金制度を素材として、行政法理論の検討を行う				
研究代表者	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	法学研究科民刑事法専攻 博士課程後期課程3年		岩崎 恭彦 印		
研究組織	在籍研究科・専攻・学年		氏名		
	・法学研究科民刑事法専攻 博士課程後期課程3年		岩崎 恭彦		
研究期間	2003 年度				
研究経費	200 千円				

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

環境保全の手法としての環境賦課金制度にかかる行政法理論研究の一環として、ドイツにおける環境賦課金制度の発展経緯を追うことを本研究の主たる目的としてきた。すなわち、環境賦課金制度はドイツにおける環境保護法制の歴史のなかにあっただけにして形成され、どのような変遷をたどりながら発展してきたか、また、今後はいかなる方向に展開すると予測されるか、更には、そうした史的発展に伴い、伝統的な行政法理論もしくは環境行政に関する諸理論はどのように対応してきているか等を明らかにすることが、そこでの中心的課題である。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[ドイツの環境保護法制] [環境保全の法的手法] [環境賦課金]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)**はじめに**

本研究の成果は、大きく 2 つに分けられる。すなわち、まず第一は、環境賦課金という環境保全の手法が今後展開するであろう方向性について検討することにより得られた成果であり、そして第二は、環境保護法制の中における環境賦課金という手法の意義を、主として排水賦課金制度というドイツの環境保護法制の成功事例に関する分析を通して検討して得た成果である。以下では、この 2 点について簡単に紹介することで、本研究の成果の概要を示すこととしたい。

1. 環境賦課金の今後の方向性

近年、実効的な環境保全を実現するためには国家なканずく行政の能力やリソースにのみ依存するのでは不十分であることが随所で指摘されるのに伴って、企業や市民による主体的取組の促進、ないしは、行政と社会的諸勢力との間の適切な役割分担の確立が不可欠であるとの基本的認識が形成されつつある。そのような背景的事情のもとで、環境行政の分野においては、国家と社会との「協働」が重視されてきているのではあるが、それをとりわけ環境保全の法的手法という側面からみたときには、行政による直接的介入を内容とする命令や禁止といった伝統的な規制的手法とならび、もしくはそれに代わって、新たな環境保全手法が登場してきていること、その中でも特に、環境賦課金をはじめとして、企業や市民の自主的・積極的な取組みを行政からの働きかけによって促そうとする、いわゆる間接的制御手法に期待が寄せられていることから、こうした動向をうかがい知ることができる。

ところで、法的には、それらの動向に対して、古典的な警察行政ないしは規制行政の仕組みを主に念頭に置いてきた伝統的な行政法の理論的枠組はいかにして対応するかが問題とされており、また、このことによって、その伝統的理論枠組それ自体にも再編成を迫られることになっている。より直接的には、「コマンド・アンド・コントロール」という伝統的な規制行政の法的仕組みとのかかわりで環境賦課金という新たな手法を理解し、その仕組みの中に明確に位置づけていくことが、まさに行政法理論研究における環境賦課金研究の重要課題の一つであるといえる。

このことに関連して、ドイツでは、排水賦課金以来の経済的手法における経験に基づいて形成されてきた「規制的手法と経済的手法の混合戦略」という環境政策上の新たなコンセプトが、ドイツ環境法および環境法学の一応の到達点としての「環境法典」の草案の中でも用いられるに至っており、それはまさに環境保全手法の今後の一つのあり方をさし示すものとして、その法制化へ向けた今後の推移が注目されている。それによると、環境賦課金という手法は、全体としての環境政策の中でそれ自体独立して存在するのではなく、伝統的な規制的手法に内在される限界や欠陥、すなわち「規律の欠缺」や「執行の欠缺」という直接型規制の機能不全を補うための補完的手法として位置づけられようとしている。

このような環境賦課金という環境保全の手法の方向性は、環境行政の今後あり方をうらない、したがってまた、この分野における規制行政の新たな可能性を探るうえで、環境法にとってはもちろんのこと、行政法および行政法学への示唆に富むものといえる。

2. 環境賦課金の意義

環境保全のための手法としては、従来より、規制的手法が主として用いられてきた。しかし、今日では、それとならんで、企業の自主的取組、更にはそれを促すための経済的手法などの新たな手法の導入が望まれてもいる。その背景には、「環境リスク」や不確実性に代表されるような、従来みられなかった新たな性格を有する環境問題に

研究成果の概要 つづき

対して伝統的な規制的手法が必ずしも十分には機能し得なくなってきた、という事情が存する。環境賦課金という手法もほかではなく、まさにそのような背景から登場してきたものと理解することができる。すなわち、環境賦課金には、環境保全のための費用負担の最小化、継続的かつ長期的な誘因の付与、企業による行動選択の柔軟性、法執行の容易性といった、規制的手法に対しての、もしくは規制的手法には存しない有効性が存しており、その意味からも、今後の環境保全の実現には、環境賦課金をはじめとして多様な環境保全手法の積極的な運用が不可欠となっているからである。

もっとも、規制的手法がこれまでの公害や環境汚染に対してかなりの効果を発揮してきたことに鑑みると、それが新たな手法に完全にとって代わられるとは解しがたい。ドイツにおいては、むしろ規制的手法の有効性は再評価されつつあるし、それゆえにまた、規制的手法に内在される機能不全の問題を直視することにより、それを経済的手法との混合戦略によって補おうともしている。そこには、規制的手法を中心に据える従来からの環境行政の法的仕組みの中に環境賦課金をはじめとする経済的手法を有機的・連続的に位置づけることによってこそ、より効果的な環境保全が実現可能になるという基本的認識が存していることを見逃してはならない。このような認識は、ドイツの環境保護法制における経済的手法の成功事例として紹介される排水賦課金が、その法制度設計の当初から、決してそれ自体として独立して存在することを意図されていたのではなく、そこでは既に実施されていた水管理法という規制法律とのかかわりが強く意識されており、それゆえにそこでの排水規制との明確な混合戦略のなかで導入されることによって、現在に至るまでそれが成功のうちに実施されてきているという実証的な裏付けのうえに成り立つものといえる。

したがって、環境賦課金という手法の意義は、それがまさに伝統的な規制的手法の補完的手法として位置づけられ、規制的手法の機能不全を補完する役割と機能を有するという点にこそ存するものとして議論されねばならない。

おわりに

以上が本研究の成果の概要であるが、紙幅の都合で、本研究の大部分を占める排水賦課金制度の歴史的研究にかかる部分については割愛せざるをえなかった。そこで、この点について若干付言しておきたい。

排水賦課金制度の根拠法律である排水賦課金法は、法制定の後、数度にわたる法改正を通じて、制定当初のそれと比較すると内容的にも多様な展開をみせながら今日に至っているが、それは、排水賦課金制度それ自体の実践的経験から生じてきた現実的課題に対応するための制度改正であったことはもちろんであるが、他方ではまた、水管理法を中心とする排水規制の法的仕組みとの関連性をより有機的・連続的なものとするための制度改正でもあった。その意味からは、ここ 20 年来の排水賦課金制度の歴史的展開は、伝統的な規制的手法とのかかわりの中で環境賦課金という手法を理解しようとする私の問題関心においても極めて重要な研究対象である。そのため、近い将来、この部分を詳細に紹介する論説を執筆する予定である。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版者、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)